

出来事（2016年2月）

1. 新規の食品添加物の指定

2月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

現在、過酢酸製剤（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、使用基準の変更）、亜セレン酸ナトリウム、次亜臭素酸水、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、硫酸亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素の使用基準の改正に向けた手続きが進められています。また、アルミニウムを含む国際汎用添加物4品目については、TPPにおける日米並行協議で、速やかに指定するとされています。しかし、現在のところ、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を終えていません。

2. 組換えDNA技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（21品目、最終：2015年11月12日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（67品目、最終：2015年12月1日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（8品目、2016年2月1日現在）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）、 α -アミラーゼ（NZYM-AV株、ノボザイム社）、ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）、カルボキシペプチダーゼ（PEG株、DSM社）、L-グルタミン酸ナトリウム（GLU-No.8株、味の素）、L-ヒスチジン塩酸塩（HIS-No.2株、味の素）、5'-イノシン酸二ナトリウム（RN-No.2株、味の素）、L-ヒスチジン（HIS-No.2株、味の素）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

また、遺伝子組換え技術を用いて生産し、その後高度に精製された食品添加物について、制度の緩和が検討されています。

3. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。（2月23日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
116品目	105品目	2品目	225品目	2品目

新たな食品の機能として、「起床時の疲労感や眠気の軽減」（L-テアニン）、「認知機能の一部である、数・ことば・図形・状況などの情報の記憶をサポート」（DHA）が見られます。

4. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

① 2 月、新たな出荷制限はありません。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（2 月 9 日現在）

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

キノコ類、クマの肉、イノシシの肉（但し、出荷検査・検査方針に基づき管理されたものは除く）の出荷制限が解除されれば、相当数の地域の出荷制限が解消されると思われます。

5. TPP（環太平洋パートナーシップ協定）と COOL（義務的原産地表示）と食品規制

政府は、「国際規格であるコーデックス規格があっても、コーデックス規格で定められている基準と全く同じ内容にする必要はなく、食品表示規制の変更は必要とはならない。」「米国の COOL が WTO で敗訴したが、日本の原産国表示は COOL のレベルを求めているので、その影響はない。」としているようです。即ち、食品規制は緩和されることはあっても、規制強化される（CODEX 並みになる）ことはないようです。

従って、食品市場はさらに開放されるので、日本の事業者の経営は、ますます厳しくなるものと思われます。

6. 食肉販売業および氷雪販売業の振興指針

2 月 25 日、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく、食肉販売業および氷雪販売業の振興指針が告示され、本年 4 月 1 日から適用されるとのことです。

食肉販売業：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160226I0020.pdf>

氷雪販売業：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160226I0030.pdf>

7. 平成 28 年度の厚生労働省・食品安全部の概算要求

HACCP の普及対策やオリンピック・パラリンピックを食中毒対策強化などの施策を含めて、1 2 2 億円です。
<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokan/dl/04-05.pdf>

8. 食品添加物としての銀（E174）の再評価に関する科学的意見（EFSA）

パネルは、ガイダンスに基づく追加データを求めました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4364>

EU の食品添加物申請のためのガイダンス

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0234>

9. 食品添加物規制調査（JETRO）

日本の食品添加物は、EU では食品添加物（着色料、乳化剤、安定剤、他）、香料、酵素に分類されます。昨年 11 月、JETRO からレポートが公表されています。（32 ページ）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/234ec18baa5dd767/rpEU_tenka2_201511.pdf

10. ビール中のグリホサートの暫定評価 (BfR)

極めて微量のグリホサート (除草剤) がビールに残留するとの報道を受けて、2月26日付けの「BfR Communication」に暫定評価が掲載されました。健康リスクとなる量に相当するビールの量は、1,000Lになるとのことで、健康リスクとはならないとしています。

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/provisional-assessment-of-glyphosate-contents-in-beer.pdf>

11. アフラトキシンの現状と規制

アフリカや一部のアジアの子ども達の食事に、健康に影響するレベルのカビ毒が存在することが問題となっています。

<http://www.sciencemag.org/news/2016/02/fungal-toxins-are-poisoning-africa-s-children-says-new-report>

尚、日本は、アフラトキシシン B1 (AFB1 と略す) は「不検出」(検出限界: 10ppb) で、総 AF は規制されていません。米国は、総 AF で規制され基準値は 20ppb、EU の基準値は、AFB1 で 8.0ppb、総 AF で 15ppb とされています。 https://www.fsc.go.jp/sonota/19gou_3.pdf

12. 国の禁煙は、受動喫煙の害を減らせたか? (コクランニュース)

2月3日の「コクランニュース」に、「国の禁煙は、受動喫煙の害を減らせたか?」がリリースされました。規制が、受動喫煙による心疾患リスクを下げるとのアイルランドにおける研究のレビューが更新されました。 http://www.eurekalert.org/pub_releases/2016-02/w-cnh020316.php

13. 食品の広告と子供の食品摂取の関係

テレビやインターネットで不健康な食品の広告を見ると、見ない場合に比べて増加する。大人では増加しないとのこと。

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2016-01/uol-lbf012516.php

14. 未承認遺伝子組換えパパイヤ

- ・マルハニチロ株式会社がタイから輸入した「シロップ漬け: 混合果実 (パパイヤ入り)」の自主検査で、安全性未審査遺伝子組換えパパイヤ (PRSV-SC) 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。同様の事案が先月もありました。

15. 輸入食品の違反事例

- ・伊藤忠食料株式会社が、エクアドルから輸入した「カカオ豆」の命令検査で、2,4-D が「ヒトの健康を損なうおそれのない量として定められた量を超えて 0.02ppm 検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・株式会社陶和がデンマークから輸入した「ブルーベリージャム」の自主検査で、放射性物質 (セシウム) 110Bq/kg 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。尚、ブルーベリーの原産国はリトアニアとのこと。

(作成: 2016年2月29日)